

答 申 第 1 号

令和6年4月22日

川西市選挙管理委員会
委員長 多久和 桂子 様

川西市情報公開・個人情報保護審査会
会長 水鳥 能伸

川西市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年6月26日付諮問第1号により諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

令和5年5月8日付第59号公文書部分公開決定通知書で部分公開処分にした公文書について

《公開を請求した公文書の内容》

1. 平成26年10月19日執行川西市議会議員一般選挙における当選の効力（当選人坂口美佳氏を当選人として確定した事項）に関する異議の申出についての決定書

1 審査会の結論

審査請求人の令和5年4月21日付公文書公開請求に対して、川西市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）において、平成26年10月19日執行川西市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出についての決定書（以下「本件決定書」という。）のうち、異議申出人の住所の一部及び年齢、当選者の前住所の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

本件審査請求は、審査請求人が、令和5年4月21日付で川西市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により行った公文書公開請求に対して、実施機関が同年5月8日付で本件処分を行ったもののうち、次に掲げる事項の非公開処分を取消し、公開を求めるものである。

- (1) 異議申出人の住所の一部
- (2) 異議申出人の年齢
- (3) 当選者の前住所の一部

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書（令和5年5月11日付）及び追加提出書面（同年5月25日付及び本年2月9日付）により述べている主張は、次のとおりである。

- (1) 本件決定書は、そもそもホームページなどで公開すべきものであり、「公文書開示請求」の対象となっていることが不当である。
- (2) 本件決定書を異議申立人にもみ公開する特別な理由はない。
- (3) 公職の候補者の住所に関する情報は公開されるべきである。
- (4) 決定書が違法である可能性が高く、委員会の決定自体が誤りである。
- (5) 異議申立人の当時の住所は「川西市中央町」まで公開されているにもかかわらず、坂口氏の前住所は「吹田市」までしか公開されていないことは整合性がなく、失当である。
- (6) 異議申立人が決定書を請求した場合は全部公開される可能性が高いにもかかわらず、それ以外の市民や請求者には開示しない合理的理由はない。
- (7) 異議申出人に公開するものはその他市民に対して公開すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書等において述べている主張は、次のとおりである。

- (1) 本件決定書は、異議申立人に交付したが、過去に告示したものではない。平成26年度では、公職選挙法（以下「法」という。）第215条に基づき、決定書とは別に決定書の要旨を作成し、平成26年12月4日付で告示している。当該要旨では、異議申出人の住所や年齢、当選人の前住所等に関する記載をしていない。
- (2) 法第215条には、異議申立に関する決定については、異議申立人に決定書を交付するとともに、その要旨を告示するものと規定されているに過ぎず、異議申立に対する決定書を市選管がホームページ等で広く公開すべきか否かという点については、公職選挙法上明文化された規定がなく、決定書をホームページ等に掲載するかどうかの判断は各自治体の裁量によるものと解される。
- (3) 請求人は、決定書を異議申立人へのみ公開する特別な理由はないと主張するが、法第215条では異議申出人に対して交付するとされており、請求人の主張に理由はない。
- (4) 川西市では、議員の現住所については、川西市議会議員に承諾を得たうえで議員名簿として川西市ホームページに公開されている。一方で、前住所地については、坂口氏の出自に関わり、近親者が居住している可能性がある以上、当該情報は、条例第7条第1項第1号に該当するものと判断したものである。いずれにしても、住所を公開または非公開とするかの判断は、法律上明文化された規定がなく、各自治体の裁量によるものと解される。
- (5) 請求人は、本件決定書の内容が違法である可能性が高く、委員会の決定自体が誤りであるとする。しかし、市議会議員選挙の異議申出に対する決定の当否それ自体は、本件処分の適否とは何ら関係がない事情である。よって、請求人の主張は本件処分とは何ら関連がない。
- (6) 本件決定書においては、異議申立人の当時の住所について、「川西市中央町」までを公開したが、これは平成26年の告示において、異議申立人の当時の住所として、「川西市中央町」までを告示したため、これに合わせたものである。
- (7) 異議申立人が決定書を請求した場合は全部公開されるにもかかわらず、審査請求人を含めた第三者には開示しないのは、第三者が個人情報の保護に関する法律第78条1項2号に該当するものと判断するからである。
- (8) 以上のとおり請求人の主張には理由がないことから、本件処分には、違法又は不当な点はない。

5 審査会の判断

(1) 異議申出人の住所の一部及び年齢について

本件において、実施機関は、本件決定書中、異議申出人の住所の一部（川西市中央町以降）及び年齢について、条例第7条第1項第1号に該当することを理由に非公開

としたが、以下、当該情報の非公開情報の該当性について検討する。

条例第7条第1項第1号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと認められるもの」を非公開情報とするものである。すなわち本条は、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別可能なもののうち、一般に他人に知られたい情報の公開を免除されることを定めたものである。

本件の異議申出人が公開を求める「住所」は、上記条例が列挙する情報に該当するものであるし、また「年齢」は同号中に列挙はされていないものの住所と同様に個人のプライバシーに関わるもので、これらはいずれも「一般に他人に知られたい」情報であるといえる。

したがって、これらの情報はいずれも条例第7条第1項第1号に該当する。

なお、審査請求人は、異議申出に対する決定内容は、そもそもホームページなどで広く公開すべきである旨主張するが、その公開を義務付ける規定がない以上、その掲載の可否及び態様については、情報の性質、情報収集のあり方、公開の必要性の程度等を勘案して、実施機関が決定すべきもので、当審査会が判断すべき事柄とはいえない。

(2) 当選者の前住所の一部について

本件において、実施機関は、本件決定書中、当選者の前住所の一部（大阪市吹田市以降）について、条例第7条第1項第1号に該当することを理由に非公開としたが、以下、当該情報の非公開情報の該当性について検討する。

条例第7条第1項第1号は、上記(1)で示したように、同号で列挙された事項をはじめとする個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別可能なもののうち、一般に他人に知られたい情報の公開を免除されることを定めたものである。

本件の異議申立人が公開を求める当選者の前住所の一部は、同号が列挙する情報に該当する個人のプライバシーに関わるもので、「一般に他人に知られたい」情報であると言える。したがって、当該情報は条例第7条第1項第1号に該当する。

6 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものとする。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和5年6月26日	—	○諮問書及び弁明書を受理
令和5年8月17日	第1回審査会	○実施機関等から本件公文書の内容について聴取 ○審議
令和5年9月29日	—	○審査請求人から口頭による意見陳述申立書を受理
令和6年1月17日	—	○審査請求人から口頭による意見陳述申立書を取り下げ
令和6年1月22日	第2回審査会	○実施機関に求めた追加調査について聴取 ○審議
令和6年2月27日	第3回審査会	○審議
令和6年3月29日	第4回審査会	○審議